

小売物価統計調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は消費生活上重要な商品及びサービスの小売価格又は料金を調査し、これに基づいて、消費者物価指数、その他物価に関する資料を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査地域

調査都市については、一般地区、繁華街地区の2種類の調査地区を、それぞれ調査地域に指定している。一般地区は、あらかじめ定められた数だけ無作為抽出した事業所調査区に隣接する4事業所調査区を合併したものであり、繁華街地区は、商業的中心地と考えられる地域からあらかじめ定められた数だけ無作為抽出した事業所調査区に隣接する4事業所調査区を合併したものである。この繁華街地区は、一般地区とは無関係に設定している。

(3) 価格報告者

各調査品目ごとに、各調査地域内において、その品目についての販売量の最も多い小売店舗、又は事業所等（以下「店舗」という。）の事業主を価格報告者としている。

(4) 調査日

毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日について調査している。ほか季節商品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、中旬のほか上旬（5日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日）と下旬（22日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日）の月3回調査している。

(5) 調査品目

家計支出上重要な501品目を調査している。これらの品目については、基本銘柄及び調査単位を指定しており、品目の性質、価格取集数（調査する店舗の数）などにより、次のように区分している。

- A品目 一般地区で1地区1価格ずつ調査する。
- B品目 1繁華街地区で3価格ずつ調査する。
- C品目 1繁華街地区で1価格ずつ調査する。
- D品目 1市で原則として1価格ずつ調査する。
- E品目 全国又は1市で1価格ずつ調査する。
- S品目 1市で定められた価格数を調査する。

(6) 調査価格

指定した店舗で実際に販売している正常価格を調査している。廉売価格、災害に原因する一時的な異常価格、月賦販売、多量販売等による特殊価格及び中古品の価格は調査しない。

また、生鮮魚介類、野菜類及び果物類については、調査日を含む前3日間の中値を調査している。

消費者物価指数の概要

(1) 指数の性格

消費者物価指数は、三重県の消費者世帯（農林漁家世帯及び単身者世帯を除く。）の購入する商品とサービスの物価の変動を時系列的に測定するものである。

(2) 基準時及び基準時価格

基準時は平成2年（暦年）の1か年である。基準時価格は小売物価統計調査による小売価格の平成2年1月～12月の単純算術平均値である。ただし、季節商品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物に含まれる品目）は、月例ウエイトによる加重算術平均値である。

(3) 価格各々

価格は小売物価統計調査による小売価格（実際に販売している平常の小売価格）である。毎月の中旬（112日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日）の価格によっている。

ただし、季節商品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、毎月の上旬、中旬、下旬のそれぞれ調査日前3日間の中値を調査し、月価格の単純算術平均を求めている。

(4) 指数品目

指数に採用する品目は、家計支出上で重要度の高いものを主として、561品目（銘柄）を選定した。

(5) ウエイト

指数品目のウエイトは、家計調査による平成2年平均の品目別支出金額から算出した。

(6) 算式

算式は基準時加重相対法算式（ラスパイレス式）である。
基準時価格 P_0 、比較時価格 P_t 、ウエイト W_0 とすれば
算式は次のとおりである。

$$\frac{\sum P_t \cdot W_0}{\sum P_0 \cdot W_0}$$

(7) 指数の構成

総合指数と、10大費目指数、及びこれを細分化した中分類指数を作成している。また、作成範囲は、三重県5市平均、津市、伊勢市、上野市、鈴鹿市、尾鷲市となっている。